

1. はじめに

1. 本調査研究事業の背景・目的等

(1) 背景

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない」、「特に政治分野における女性の参画拡大は重要である」とされている。

これまで日本政府は、同計画等に基づき、各政党へポジティブ・アクションの導入について検討が進められるよう働きかけるとともに、女性議員が活躍しやすい環境の整備に関して各議長会への要請を行ってきた。平成30年5月に公布・施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）では、国会議員の選挙においては、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどが基本原則とされ、政党その他の政治団体は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることとされている。また、国は政治分野における男女共同参画の推進に関する国内外における取組の状況に関する実態の調査や情報の収集などを行うこととされており、政党による自主的な取組を支援するため、海外における政治分野の男女共同参画に関する取組について調査や情報提供などを行うことが有用であると考えられる。

日本においては、徐々に女性議員比率が上昇傾向にあるが、2020（令和元）年1月現在、衆議院の女性議員は46人で、総数に占める割合は9.9%¹であり、参議院の女性議員は56人で、総数に占める割合は22.9%²である。列国議会同盟（IPU）の発表によると、2020年1月時点での世界の女性の国会議員（下院）の議員比率ランキングでは、日本の衆議院の女性議員比率は、世界191か国中165位³であり、OECD諸国中最下位に位置する。また、日本はG7及びG20の構成国の中でも最下位である。

¹ 衆議院 HP（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/kaiha_m.htm）（2020（令和2）年2月29日最終閲覧）。

² 参議院 HP（<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/201/giinsu.htm>）（2020（令和2）年2月29日最終閲覧）。

³ IPU Parline, Global data on national parliaments（下院又は一院制の順位）<https://data.ipu.org/women-ranking>（2020（令和2）年2月20日最終閲覧）。

(2) 目的

こうした経緯と現状を踏まえ、内閣府男女共同参画局では、同法に基づく情報収集・提供の一環として、平成30年度にイギリス・フランスを中心とする諸外国における政治分野の男女共同参画の状況等について調査研究⁴（以下「平成30年度調査」という。）を行った。本調査は、平成30年度調査を踏まえ、さらに調査対象国を広げ、諸外国における政治分野の男女共同参画の状況や政党・議会の取組、環境整備の状況などについて、日本における具体的な取組に資するような詳細な情報を収集し、平成30年度調査の結果と併せて情報提供することで、日本の政治分野における男女共同参画のための取組を推進することを目的としている。

2. 調査研究会の設置

本調査研究を効果的に遂行するため、政治分野への女性の参画に関する有識者五人を委員とする調査研究会を設置した。調査研究会においては、調査方針、調査項目、分析方法、調査結果報告書の内容などに関して検討を行った。

調査研究会委員（敬称略、五十音順）

庄司 香	学習院大学 法学部政治学科 教授
申 琪榮	お茶の水女子大学 人間文化創成科学研究科 准教授
杉田 弘也	神奈川大学 経営学部国際経営学科 特任教授
辻 由希	東海大学 政治経済学部政治学科 准教授
三浦 まり（座長）	上智大学 法学部 教授

3. 実施主体

本事業は内閣府の委託事業として、アイ・シー・ネット株式会社が実施した。

4. 海外調査の方法

(1) 目的

日本政府が取り組んでいる男女共同参画推進のための諸課題を踏まえ、実効性のある取組に向けた情報提供をするためには、既存の文献調査だけではなく、諸外国において実際に政治分野への女性の参画に関する取組に携わっている政党、議会、国の男女共同参画担当機関等に直接ヒアリングし、各国で具体的施策が講じられるに至った背景や経緯、導入後の課題等の詳細を把握することが肝要である。本年度は、日本での男女共同参画を推進するにあたり、有益な示唆が得られると思われる取組をしている国の中から、平成30年度調査を踏まえ、地域的なバランスも考慮し、オーストラリア、カナダ、メキシコ及び大韓民国（以下

⁴ 「諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」（平成31年3月有限責任監査法人 トーマツ（内閣府男女共同参画局委託事業））

「韓国」という。)を調査対象国として現地調査を行い、今後の日本における具体的な取組に資する詳細な情報や助言を得た。

(2) 方法

調査研究会委員とアイ・シー・ネット株式会社が、各者に対面でヒアリング調査を実施した。

(3) 対象

各国において、政党、議員、議会、選挙執行機関、行政機関、市民団体、有識者にヒアリング調査を実施した。詳細は、各章末の参考資料「海外ヒアリング調査結果概要」を参照のこと。

5. 報告書の構成

本報告書は4章の構成とする。

第II章では、日本における政治分野への女性の参画状況について、日本の国や地方の議会の特徴と女性議員の比率（国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員）の現状について、昨年度の調査報告書に基づき情報を更新した。

第III章では、諸外国における政治分野への女性の参画状況として、オーストラリア、カナダ、メキシコ及び韓国の事例を調査結果に基づきまとめた。加えて、2018年の下院選挙において、女性議員比率が大きく上昇したアメリカ（現地調査も実施）と、地理的・文化的に日本に近く、アジアで女性議員比率がトップの台湾についても、その取組をコラムとして取り上げた。

第IV章は、総括として第II章と第III章を踏まえて、日本の政治分野における男女共同参画を推進するための示唆をまとめた。

なお、第III章の「1. オーストラリアの事例」は杉田特任教授、「2. カナダの事例」は辻准教授、「3. メキシコの事例」と「アメリカのコラム」は庄司教授、「4. 韓国の事例」と「台湾のコラム」は申准教授、第IV章の「総括」は三浦教授による執筆であり、これらの執筆は委員個人としての見解を述べたもので、内閣府の見解を示すものではない。